

# スマート東京・TOKYO Data Highway戦略推進協議会設置要綱

令和2年1月24日 31戦I企第1288号

## （設置）

第1条 「未来の東京」戦略ビジョンを踏まえ、TOKYO Data Highway基本戦略の実現を中心課題に据えつつ「スマート東京」の実現に向けた意見交換を行い、今後の施策展開に反映することを目的として、「スマート東京・TOKYO Data Highway戦略推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 協議会は、戦略政策情報推進本部長が別途委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 必要がある場合、戦略政策情報推進本部長が別途委嘱する委員を追加することができる。

## （協議会の運営）

第3条 協議会には、座長を置き、座長が会の招集を行う。

- 2 座長は、協議会の事務を掌理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 4 協議会に出席した者に対しては、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。
- 5 協議会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第4条 座長は、TOKYO Data Highway推進に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下に分科会を設置することができる。

(事務局)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、戦略政策情報推進本部 ICT推進部企画課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。